

## 豊川市雨水浸透ます設置事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊川市補助金等に関する規則（平成5年豊川市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、雨水流出の抑制と地下水の涵養を図るため、市の予算の範囲内で交付する豊川市雨水浸透ます設置事業補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金の交付対象者)

第2条 補助金を交付する対象者は、個人に限ることとし、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自らの負担により市内において雨水浸透ます（以下「浸透ます」という。）を設置しようとする者
- (2) 居住地または居住予定地に浸透ますを設置しようとする者
- (3) 東三河都市計画豊川市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和48年8月27日豊川市条例第29号。）第4条に規定する下水道事業受益者負担金、豊川市特定環境保全公共下水道事業分担金に関する条例（平成11年3月24日条例第19号。）6条に規定する下水道事業受益者分担金及び市税の滞納が無い者
- (4) 過去にこの補助金の交付を受けたことがない者

### (補助金の交付対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、材料費及び設置工事費とする。ただし、補助対象となる浸透ますについては別に定める「豊川市雨水浸透ます設置及び構造基準」によるものとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、1基当たりの材料費及び設置工事費の額とし、30,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。ただし、一宅地4基までとする。

### (交付の申請)

第5条 規則第4条第1項に規定する申請書の様式は、豊川市雨水浸透ます設

置事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の申請書は、浸透ます設置工事開始の20日前までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の交付申請書を申請順に受け付けるものとする。ただし、当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を中止することとする。

（交付の決定及び通知等）

第6条 市長は前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、当該申請者に対し、豊川市雨水浸透ます設置事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

（申請の取下げ）

第7条 規則第8条に規定する市長の定める期日は、前条の通知書を申請者が受け取った日から起算して、10日を経過した日とする。

（変更の承認申請）

第8条 第5条により補助金の交付決定を受けた者が補助事業の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止しようとするときは、速やかに豊川市雨水浸透ます設置事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を提出し、承認を得なければならない。

2 前項の規定による承認は豊川市雨水浸透ます設置事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）による。

（実績の報告）

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の様式は、豊川市雨水浸透ます設置事業補助金実績報告書（様式第5号）とする。

2 前項の報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 補助事業に要した費用の請求書又は領収書で、補助金交付決定を受けた者の名前が明記されたもの

(2) 補助事業の竣工図及び完了写真

(交付額の確定通知)

第10条 規則第14条の規定により行う通知は、豊川市雨水浸透ます設置事業補助金交付額確定通知書(様式第6号)による。

(補助金の請求)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付額の確定後、豊川市雨水浸透ます設置事業補助金交付請求書(様式第7号)による補助対象者の請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消通知)

第12条 規則第9条第3項及び規則第16条第4項において準用する規則第7条の規定により行う通知は、豊川市雨水浸透ます設置事業補助金交付決定取消通知書(様式第8号)による。

(維持管理)

第13条 この要綱による補助金の交付を受けた浸透ますの設置者は、当該施設が正常に機能するよう、適正な維持管理に努めなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 豊川市雨水浸透ます設置及び構造基準

(趣旨)

第1条 この基準は、雨水浸透ますの設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「雨水浸透ます」とは、雨水を地中に浸透させる施設で、別図に掲げる構造のもの又は同等以上の製品をいう。

(設置場所)

第3条 雨水浸透ますは建物に対する安全性を配慮するとともに、浸透効果を有効に引き出せる場所に設置するものとする。ただし、次に掲げる場所には、設置してはならない。

- (1) 周辺のがけ、擁壁等に悪影響を及ぼす可能性がある場所
- (2) その他市長が雨水浸透ますを設置することが不相当であると認めた場所

(設置の指導)

第4条 市長は、この基準に基づき、雨水浸透ますの設置について指導することとする。